

令和7年6月19日
健康福祉局障害施策推進課
健康福祉局障害施設サービス課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

横浜市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」といいます。）に基づく監査を実施した結果、訓練等給付費の不正請求等の事実を確認したため、次のとおり法の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取消しすることを決定しました。

1 指定障害福祉サービス事業者（法人）の名称等

- (1) 事業者の名称 アラミークス合同会社
- (2) 事業者の所在地 横浜市港北区新横浜一丁目14番地8-208
- (3) 代表者 代表社員 国本 修平

2 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 アラミークス
- (2) 事業所の所在地 横浜市青葉区あざみ野南二丁目2番地5 第三クリアヴューヴィラ107
- (3) サービスの種類 就労継続支援A型
- (4) 利用定員 10名
- (5) 指定年月日 平成29年11月1日

3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の取消し
- (2) 処分年月日 令和7年6月19日
- (3) 指定取消年月日 令和7年6月19日

4 処分の理由

- (1) 人員基準違反（法第50条第1項第4号）
令和2年4月以降、サービス管理責任者を配置していなかった。
- (2) 運営基準違反（法第50条第1項第5号）
令和2年4月以降、個別支援計画を作成せずに障害福祉サービスを提供していた。
令和4年4月から義務化された身体拘束廃止・適正化のための指針作成等の取組を行っていなかつた。
- (3) 不正請求（法第50条第1項第6号）
 - ア 令和5年12月以降、サービス管理責任者の不在に伴う減算、個別支援計画の未作成に伴う減算及び身体拘束廃止の取組の未実施に伴う減算を適用せずに、訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。
 - イ 令和6年10月分について、指定場所で事業所を運営していないにも関わらず、訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。
- (4) 出頭拒否・検査忌避（法第50条第1項第8号）
監査を実施するための出頭要請に応じず、検査を忌避した。
- (5) その他法令違反（法第50条第1項第10号）
令和6年10月以降、指定場所で事業所を運営していないにも関わらず、事業所の所在地変更等の届出を提出しなかつた。

裏面あり

5 訓練等給付費の返還

返還を求める額：3,380,535 円

不正に受領した訓練等給付費について、返還を求めます。

なお、訓練等給付費のうち法第 8 条第 2 項の規定に該当するものについて、利用者ごとに、訓練等給付費に 100 分の 40 を乗じて得た額を加算した額の合計の返還を求めます。

【内訳】

返還を求める額		
不正に受領した訓練等給付費	40%を乗じた加算額	合計
2,414,679 円	965,856 円	3,380,535 円

6 利用者について

令和 7 年 6 月 19 日付で指定が取り消されることにより、当該事業所は、当該法人による運営を終了します。利用者全員の意向を確認し、引き続き、就労継続支援 A 型の利用を希望される方に関しては、他の事業所等の利用を調整する等、必要な措置を速やかに講じるように、事業者に通知しています。

併せて、本市においても、関係機関と連携し利用者に支障が生じないよう対応しています。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
(抜粋)

(不正利得の徴収)

第 8 条 2 市町村等は、第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等（略）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費（略）の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

(報告等)

第 48 条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1～3 （略）

4 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 43 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

5 指定障害福祉サービス事業者が、第 43 条第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

6 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

7 （略）

8 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第 48 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

9 （略）

10 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

（以下、略）

お問合せ先

- ・指定取消処分に関するこ

健康福祉局障害施策推進課長 中村 剛志 Tel 045-671-3569

- ・事業所の監査・指導に関するこ

健康福祉局障害施設サービス課長 大津 豪 Tel 045-671-2377